

住宅に係る評価料金

(税抜金額 単位:円)

		審査条件	料 金
一 戸 建 て の 住 宅	単独審査		30,000
	併願審査	設計住宅性能評価	10,000
		長期優良住宅認定技術的審査	
		低炭素認定技術的審査	
		性能向上計画認定技術的審査 (30条)	
	基準適合認定技術的審査 (36条)		
		審査条件	料 金
共 同 住 宅 等	単独審査 (住戸のみ)		基本料金+戸あたりの料金×対象住戸数 ・基本料金 100,000 ・戸あたり料金 2,000
	単独審査 (建築物全体の審査)		基本料金+戸あたり料金×総住戸数+共用部料金 ・基本料金 100,000 ・戸あたり料金 2,000 ・共用部料金 100,000
	併願審査	設計住宅性能評価	上記審査料金の2分の1の額とする
長期優良住宅認定技術的審査			
低炭素認定技術的審査			
性能向上計画認定技術的審査 (30条)			
	基準適合認定技術的審査 (36条)		

- ※1 共同住宅等の単独審査において「住戸の審査」と「建築物全体の審査」の両方を行う場合の料金は、「建築物全体の審査」の料金とする。
- ※2 「共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等」の料金は一戸建ての住宅の料金に2を乗じた額とする。
- ※3 共同住宅等にて、1住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とする。
- ※4 変更申請料金は当初の申請で適用された料金の2分の1の額とする。
- ※5 改修前後の評価を行う場合は、上表の料金に同表の2分の1の額を加算した料金とする。